第三十八条第一項第五号中「を超えて三ノット以上の速度」を「に三ノットを加えた速力以上の速力」に改める。

第四十条第一項中「三千トン」を「、三千トン」に、「早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻」を「法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「入航しようとするときは若松水路入口付近に達する予定時刻を、若松水路又は奥洞海航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第四十三条第一項中「五百トン」を「、五百トン」に、「入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻を、高知水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第四十六条第一項中「入航しようとするときは佐世保水路入口付近に達する予定時刻を、佐世保水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第五十条第一項中「入航しようとするときは那覇水路入口付近に達する予定時刻を、那覇水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に改める。

別表第一秋田船川の部秋田区の項中「同防波堤突端から同防波堤の線を南防波堤まで延長した線」を「秋田旧南防波堤灯台（北緯三十九度四十五分三十五秒東経百四十度二分二十秒）から三百二十二度三十分千四百二十メートルの地点から二百五十五度三十分に南防波堤まで引いた線」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

別表第一徳山下松の部第二区の項中「徳山漁港西防波堤灯台（北緯三十四度二十五秒東経百三十一度五十分一秒）から百二十七度千百五十メートル」を「徳山下松港新川防波堤灯台（北緯三十四度十秒東経百三十一度五十一分四十二秒）から二百六十二度千六百七十五メートル」に改める。

別表第一関門の部長府区の項中「部埼灯台」の下に「（北緯三十三度五十七分三十四秒東経百三十一度一分二十三秒）」を加え、同部小倉区の項中「台場鼻灯台（北緯三十三度五十六分五十八秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百十メートル」を「台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百三十五メートル」に改め、同部西山区の項中「台場鼻灯台」を「台場鼻潮流信号所から百八十二度三十分二十メートルの地点」に改める。

別表第二関門の部関門航路の項中

「十　台場鼻灯台から二百二十六度五百メートルの地点
十一　台場鼻灯台から三百二十五度三十分六百三十メートルの地点
十二　六連島灯台から百二十九度千六百十メートルの地点」

を

「十　台場鼻潮流信号所から二百二十四度三十分五百十五メートルの地点
十一　台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分六百十五メートルの地点
十二　六連島灯台（北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十度五十二分四秒）から百二十九度千六百十メートルの地点」

に改める。

別表第三稚内の項中「稚内港第一副港防波堤灯台（北緯四十五度二十四分四十秒東経百四十一度四十分四十五秒）」を「稚内港第二副港防波堤灯台（北緯四十五度二十四分四十四秒東経百四十一度四十分四十八秒）から二百七度百四十メートルの地点」に改める。

別表第四鹿島の部鹿島水路の項を次のように改める。

鹿島水路	鹿島信号所（北緯三十五度五十五分四十九秒東経百四十一度四十分四十五秒）	毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	毎二秒に赤色光一閃	出航船は、出航することができること。 長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。
	鹿島中央信号所（北緯三十五度五十四分四十五秒東経百四十一度四十分十三秒）	四十度及び百三十度方向に面する信号板による。		Iの文字の点滅	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。		